

司法省－財務省－政府監査院
番号：19/2010/TTLT-BTP-BTC-TTCP

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2010年11月26日

行政管理活動における国家賠償責任の履行を案内する合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CPに基づき，
司法省，財務省，政府監察院は，行政管理活動における国家賠償責任の履行について，次のとおり統一的に案内する。

司法省－財務省－政府監査院
番号：08/2013/TTLT-BTP-BTC-TTCP

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2013年2月27日

行政管理活動における国家賠償責任の履行を案内する 2010年11月26日付け合同通達19/2010/TTLT-BTP-BTC-TTCPの いくつかの条項を修正，補充する合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CPに基づき，
司法省大臣，財務省大臣，政府監査院長官は，行政管理活動における国家賠償責任の履行を案内する2010年11月26日付け合同通達19/2010/TTLT-BTP-BTC-TTCPのいくつかの条項を修正，補充する合同通達を発行する。

第I章 行政管理活動における国家賠償責任の確定

第1条 行政管理活動における国家賠償責任の確定根拠

1. 行政管理活動における国家賠償責任は，次の各条件を完全に満たしたときに限り発生する。
 - a) 権限を有する国家機関の公務執行者の行為が法令違反であると確定する文書がある。

- b) 公務執行者の法令違反行為が国家賠償責任法（以下「法」という）13条に規定される賠償責任の範囲に属する。
 - c) 現実の損害が発生した。
 - d) 発生した現実の損害と公務執行者の法令違反行為との間に因果関係がある。
2. 国は、専ら被害者の故意過失により発生した損害については、賠償しない。公務執行者及び被害者の双方に故意過失がある場合、国は、公務執行者の故意過失部分に相応する損害部分のみを賠償する。公務執行者の故意過失部分に相応する損害の確定は、2005年民法典308条及び617条の規定並びに各施行案内文書に従って行われる。

第2条 権限を有する国家機関の公務執行者の法令違反行為を確定する文書

1. 法令の規定に基づき法的効力を生じた、権限を有する者の不服申立てを解決する決定
2. 法令の規定に基づき権限を有する機関又は者の告発の内容に関する結論
3. 法的効力を生じた、裁判所の行政事件を解決する判決、決定
4. 法的効力を生じた、裁判所の民事事件を解決する判決、決定で、行政決定の取消しを宣言するもの
5. 法的効力を生じた、裁判所の刑事判決、決定で、公務執行者が公務執行に当たり犯罪行為を行ったことを確定したが、当該刑事判決、決定中で公務執行者の公務執行中の犯罪行為により発生した損害の賠償責任については未だ確定していないもの

第3条 賠償責任範囲の確定

いくつかの具体的な場合における賠償責任範囲の確定は、次のとおり行う。

1. 行政違反処分決定を下し、各措置を実施したときは、法13条2項、3項及び4項に規定される各措置の適用が、公務執行者の法令に違反し、損害を惹起した行為である。
2. 次の各公務を実施したときは、法13条6項に規定される税、費用、手数料の適用が、公務執行者の法令に違反し、損害を惹起した行為である。
 - a) 納税の対象者、課税の対象物の確定
 - b) 税、費用、手数料の算定根拠の確定
 - c) 税、費用、手数料の免除；減額；償還；支払猶予；支払免除
3. 次の各公務を実施したときは、法13条7項に規定される関税手続の適用が、公務執行者の法令に違反し、損害を惹起した行為である。
 - a) 関税記録の受領及び登録

- b) 記録の検査；商品，運搬手段の現実の検査
 - c) 商品，運搬手段の通関
4. 法 13 条 5 項及び 11 項に規定される許可証と同等の価値を有する書類は，権限を有する国家機関が組織，個人に対し，彼らが法令の規定に従って自身の各権利及び義務を実現できるように発給する確認，承認，決済文書；開業許可証；認証書及びその他の各種書類からなる。

第 4 条 現実の損害

現実の損害とは，公務執行者の法令違反行為により発生し，被害者が負担しなければならない実損害をいう。現実の損害は，物質的な損害及び精神的な被害による損害からなる。

1. 行政管理活動における国家賠償責任に属する物質的な損害は，次のものからなる。法 45 条に規定される財産が侵害されたことによる損害；法 46 条に規定される現実の収入が失われ又は減少したことによる損害；法 48 条に規定される被害者が死亡したことによる物質的な損害；法 49 条に規定される健康が侵害されたことによる物質的な損害
2. 行政管理活動における国家賠償責任に属する精神的な被害による損害は，次のものからなる。法 47 条 1 項に規定される行政留置を受け，更正施設，教育施設，医療施設に収容された期間中の精神的な被害による損害；法 47 条 3 項に規定される被害者が死亡した場合の精神的な被害による損害；法 47 条 4 項に規定される健康が侵害された場合の精神的な被害による損害

第 II 章 賠償される損害の確定

第 5 条 財産が侵害されたことによる損害

1. 財産が侵害されたことによる損害は，法 45 条に従って確定される。侵害された財産が土地所有権，家屋，建設工作物及びその他の土地に付着する財産である場合，賠償される損害は，法 45 条の規定及び関連を有する法令の各規定に従って確定される。
2. 法 45 条 4 項に規定される各金員に対する利息の算定期間は，金員が国家予算に納付され；没収され；判決執行を受け；権限を有する機関において担保として保管された日から，賠償責任機関の賠償解決決定又は裁判所の判決，決定発行の日まで算定される。

第 6 条 現実の収入が失われ又は減少したことによる損害

1. 組織の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害

法 46 条に規定される組織の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害は、損害が発生した時点の前 2 年間の平均収入を基礎として確定される。組織の収入は、組織の合法的な財務報告に従って確定される。財務報告をしていない場合、組織は、関連を有する法令の規定に基づき各資料、その他の合法的な証拠により、失われ又は減少した現実の収入を証明することができる。

組織が設立されてから損害が発生した時点までが満 2 年間に満たない場合、組織の現実の収入は、当該組織の現実の活動期間中の平均収入を基礎として確定される。

2. 個人の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害

a) 法 46 条に規定される個人の現実の収入は、次のとおり確定される。

損害が発生する前、被害者が給与、労働契約による労賃から安定的な収入を得ていた場合、その者の損害が発生する前の月の給与、労賃の額を基礎として現実の収入額を確定する。

損害が発生する前、被害者が仕事に従事して毎月収入を得ていたが、安定しない場合、損害が発生する前 3 か月間の平均収入額をもって現実の収入額を確定するための根拠とする。

損害が発生する前、被害者が農民、漁民、製塩者、植林者、賃貸人、小規模売買人、手工職人、その他の労働者で、収入を得ているが季節ごとである又は安定しない場合、地方の同種の労働の平均収入額をもって；平均収入を確定することができないときは、国家が規定し、各国家行政機関で仕事に従事する公務員に適用する賠償解決の時点の最低賃金額をもって、現実の収入額を確定するための根拠とする。

b) 被害者（死亡した場合も含む）は、行政留置を受け、更正施設、教育施設、医療施設に収容された期間中及び健康が侵害されたことによる治療期間中に現実に失われ又は減少した収入額の賠償を受ける。これらの期間中、被害者が機関、労働使用者から、労働、社会保険の法令の規定に従って十分な給与、労働工賃の支払を受けた場合、相応する賠償金を受領することはできない。被害者が機関、労働使用者から一部の給与、労働工賃の支払を受けたときは、残額部分が現実に減少した収入であると確定され、当該減少した収入額の賠償を受ける。

例 1：

A 氏は自由新聞販売業をしている。法令に反して医療施設に収容されたことにより、この期間中、A 氏は収入がなかった。医療施設に収容される前の A 氏の収入は安定しないが、損害を受ける前 3 か月の A 氏の収入は、それぞれ 1,200,000 ドン、1,000,000 ドン及び 1,100,000 ドンであると確定することができる。A 氏の現実の収入は、損害が発生する前 3 か月間の平均収入額、

1,100,000 ドンであると確定される。この場合、A 氏の現実の収入が失われており、A 氏は医療施設に收容された期間中毎月 1,100,000 ドンの失われた収入額の賠償を受けることができる。

例 2 :

B 氏はある法令諮問会社のために働いている。健康を侵害される前の B 氏の収入は安定しており、平均毎月 3,000,000 ドンである。健康を侵害されたことにより、B 氏は治療を受けなければならず、治療の期間中、会社は B 氏に給与の 40 パーセントである 1,200,000 ドンを支払った。この場合、B 氏の減少した現実の収入は毎月 1,800,000 ドンであり、B 氏は治療の期間中減少した現実の収入額の賠償を受けることができる。

例 3 :

C 氏は毎月 1,700,000 ドンの安定した収入を得ている公務員である。健康を侵害されたことにより、C 氏は治療を受けなければならず、治療の期間中、機関は依然として完全に各収入を C 氏に支払った。この場合、C 氏の現実の収入は失われておらず、C 氏は同金員の賠償を受けることはできない。

第 7 条 精神的な被害による損害

1. 法 47 条 1 項に規定される行政留置を受け、更正施設、教育施設、医療施設に收容された期間中の精神的な被害による損害は、次のとおり確定される。
 - a) 1 日の最低賃金は、国家が規定し、各国家行政機関で仕事に従事する公務員に適用する賠償解決の時点の最低賃金を、毎月の平均労働日数である 22 で除した額をもって確定する。

例 :

本合同通達発行の時点で国家が規定する一般最低賃金額は 730,000 ドンであるから、1 日の最低賃金は、 $730,000 / 22 = 33,182$ ドンである。

- b) 行政留置を受けた、矯正施設、教育施設、医療施設に收容された日数は、賠償を受ける者が行政留置を受け、矯正施設、教育施設、医療施設に收容された現実の日数に従って確定される。

例 :

A 氏は医療施設に 2010 年 12 月 1 日から 2011 年 3 月 1 日まで收容され、医療施設から解放された。2011 年 3 月 20 日、権限を有する機関は、A 氏は医療施設収用措置の適用を受ける対象ではないと確定した。この場合、A 氏が賠償される精神的な被害による損害は、次のとおり確定される。

医療施設に收容された現実の日数は、2010 年 12 月の 31 日、2011 年 1 月の 31 日、2011 年 2 月の 28 日の合計 90 日である。

賠償を受ける最低賃金額に従って賃金を計算する日数は、

90日 x 2 = 180日である。

この例では、A氏が国家から賠償を受ける金額は、
180日 x 33,182ドン = 5,972,760ドンである。

2. 法47条3項に規定される被害者が死亡した場合の精神的な被害による損害は、次のとおり確定される。
 - a) 被害者が行政留置を受け、矯正施設、教育施設、医療施設に収容されている期間中に、本人の故意過失によらずに、又は不可抗力の事象、緊急状態によらずに死亡したときは、その親族が賠償を受ける精神的な被害による損害は、国家が規定する賠償解決の時点の一般最低賃金額の360か月分の金額とする。
 - b) 行政留置を受け、矯正施設、教育施設、医療施設に収容されている者が、行政留置を受け、矯正施設、教育施設、医療施設に収容されている期間中に、本人の故意過失により、又は不可抗力の事象、緊急状態により死亡したときは、その親族は法47条3項の規定に従って精神的な被害による損害の賠償を受けることができない。
 - c) 精神的な被害による損害の賠償金は、被害者の親族（被害者の妻、夫、実父母、養父母、実子、養子、被害者を直接教育する者）に対する共通の賠償金である。この場合、賠償を受ける者は、被害者が死亡した時点で生存していなければならない。

第8条 被害者が死亡したことによる物質的な損害

1. 法48条1項に規定される死亡する前に被害者を治療し、健康を改善し、世話するための合理的な費用は、必要であった現実の費用で、被害の性質、程度に適合し、支出の時点の地方ごとの平均的な価格に適合するものであり、次のものを含む；被害者を医療施設に救急搬送するための交通手段の賃料；薬品代及び各医療設備の購入費用；医師の指示に基づくX線の照射、撮影、CTスキャナー、超音波の撮影、検査、手術、輸血の費用；入院費用；医師の指示に基づく被害者のための蛋白質の摂取費用、健康を回復し、増進する費用；その他の被害者が死亡する前に現実に必要であった各費用（あれば）
2. 法48条2項に規定される死亡した被害者の葬儀のための費用は、社会保険に関する法令の規定に基づく葬儀手当額に従って確定される。
3. 法48条3項に規定される被害者が扶養義務を履行している者のための扶養金の賠償は、行政留置を受け、教育施設、医療施設に収容される前に被害者が扶養義務を履行しており、行政留置を受け、教育施設、医療施設に収容されている期間中に死亡したときに限り賠償される。被害者から扶養を受けている者が当該扶養金の賠償を受ける。

第9条 健康を侵害されたことによる物質的な損害

1. 法49条1項の規定に基づく被害者の失われ、減少した健康及び機能を治療し、改善し、回復するための合理的な費用は、次のものを含む；本通達8条1項で案内されている各費用、義足、義手、義眼を作成し、車椅子、手押車、松葉杖を購入し、醜状を防止し、回復するための各費用、その他の被害者の身体の失われ、減少した機能の一部を補助し、代替するための各費用（あれば）

これらの各費用の全部を国家機関が既に精算したときは、被害者は賠償を受けることができない。これらの各費用の一部を国家機関が精算した場合は、被害者は残りの費用部分について賠償を受けることができる。
2. 法49条3項の規定に基づく被害者を看護する者の合理的な費用及び失われた現実の収入の賠償
 - a) 被害者は、看護が必要であった又は医療施設の要請による場合に限り、監護者の合理的な費用及び失われた現実の収入の賠償を受けることができる。
 - b) 治療期間中の被害者を看護する者の合理的な各費用は、支出をした地方の平均的な価格による往復の汽車、車両の運賃、宿泊所の賃料を含む（あれば）。
 - c) 治療期間中の被害者を看護する者の失われた現実の収入は、法46条の規定及び本通達6条2項の案内に従って確定される。
3. 労働能力を失い、常時看護する者を必要とする被害者は、生産、経営、役務活動を実施する能力を有しない者である。法49条4項に規定される労働能力を失った被害者を常時看護する者のための合理的な費用は、被害者が居住する地方で障害者を看護する者に支払われる平均的な労賃の額により算定する。

第III章 賠償解決手続

第10条 公務執行者の法令違反行為の確定

1. 組織、個人は、自身が公務執行者の行政決定、行政行為により惹起された損害を受けたと主張し、国家賠償を受けようとするときは、権限を有する者に対し公務執行者の行為が法令に違反することを確定するよう請求するために、不服申立てに関する法令の規定に従って不服申立ての手続を履行しなければならない。
2. 不服申立てを解決する権限を有する者は、法令の規定に従って手続どおりに不服申立ての解決を行う責任を有する。不服申立ての解決決定は、公務執行者の行為が法令に違反する又は違反しないことを明確に確定するものでなければならない。

第 11 条 賠償請求の記録

賠償請求者は、次のものからなる賠償請求の記録 1 部を提出する。

- a) 本合同通達に添付して発行される様式 01a, 01b 又は 01c の賠償請求書
- b) 公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する国家機関の文書の謄本
- c) 賠償請求に関連する資料, 証拠

第 12 条 賠償請求書の受理

1. 公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する機関の文書を受領した日から 2 年以内に、賠償請求者は、賠償請求の記録を賠償責任機関に次のいずれかの形式により提出する。

- a) 賠償請求の記録を賠償責任機関において直接提出する。
- b) 賠償請求の記録を賠償責任機関に郵政通信システムを通じて提出する。

2. 賠償請求の記録を受領した時は、賠償責任機関は、請求書及び各書類, 添付資料を検査し、適式性を確定しなければならない。記録が十分でない場合、賠償請求者に補充を案内する。

公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する国家機関の文書で賠償請求者が提供することができないものについては、賠償責任機関が当該文書を収集する責任を負う。

3. 適式な請求書及び各書類を受領した日から 5 営業日以内に、賠償請求が自身の解決責任に属すると確定したときは、記録を受領した機関は受理し、請求書の受理について文書により賠償請求者に通知しなければならない。請求書を受領した機関が事件は自身の解決責任に属しないと主張する場合、記録を返却し、賠償請求者に対し、国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する 2010 年 3 月 3 日付け政府議定 16/2010/ND-CP (以下「議定 16/2010/ND-CP」という) 第 IV 章の規定に従って賠償責任機関を確定するため賠償業務に関する国家管理機関提出するよう案内しなければならない。

第 13 条 賠償解決の組織

賠償請求書を受領した後、直ちに、賠償責任機関の長は議定 16/2010/ND-CP 第 7 条の規定に従って賠償解決を実施する代表者 (以下「代表者」という) の選出決定を下さなければならない。

第 14 条 損害の検証

賠償請求書を受領した日から 5 営業日以内に、代表者は損害の検証を組織しなければならない。損害の検証は、賠償請求者が提供した資料, 証拠を基礎として行う。法 18 条 2 項, 3 項の規定により必要な場合、賠償責任機関は、損害

の評価、財産に関する損害の鑑定、健康に関する損害の鑑定を機関、組織に請求し、又は賠償解決に関連する各機関の意見を聴取することができる。

損害の検証期限は、賠償請求書を受理した日から 20 日である。多くの複雑な詳細がある場合、又は複数の地点で検証しなければならない場合、検証期限を延長することができるが、40 日を超えてはならない。

第 15 条 賠償に関する交渉

損害の検証を終結した日から 3 営業日以内に、代表者は、被害者との交渉を進行しなければならない。

交渉の実施期限は、損害の検証を終結した日から 30 日である。事件が多くの複雑な詳細を有する場合、交渉期限を延長することができるが、45 日を超えてはならない。

交渉の参加者、交渉の地点、交渉の調書の内容は、法 19 条 2 項、3 項及び 4 項の規定に従う。交渉の調書は、本通知に添付して発行する様式 02 に従う。

第 16 条 賠償解決決定の発行

交渉を終結した後、直ちに、代表者は賠償解決決定の草案を完成して賠償責任機関の長に報告しなければならない。損害の検証、被害者との交渉の結果及び各関連機関の意見（あれば）に基づき、賠償責任機関の長は審査し、賠償解決決定に発行署名する。賠償解決決定は、本通達に添付して発行する様式 03 に従う。

第 17 条 賠償解決決定の交付

代表者は、議定 16/2010/ND-CP 第 10 条に規定される手続に従い、賠償解決決定の交付を組織する。

第 18 条 裁判所に賠償解決を請求する提訴

被害者は、次の各場合、裁判所に賠償解決を請求して提訴する権利を有する。

1. 被害者が法 22 条 1 項の規定に従い賠償解決決定に同意しない。
2. 賠償解決決定の発出期限が満了したが、賠償解決機関が法 22 条 1 項の規定に従って賠償解決決定を下さない。

法 22 条の規定による賠償解決決定の発出期限の満了日は、賠償解決機関の代表者と被害者が交渉の調書に署名した日から 11 日目であると確定される。

第 19 条 行政事件の提訴過程における賠償請求

1. 行政事件を提訴する過程において、公務執行者の法令違反行為により損害が

- 発生したと主張する原告は、行政事件を解決する管轄を有する裁判所に対し、法 24 条, 25 条の規定に従って賠償解決を実施するよう請求する権利を有する。
2. 賠償責任機関が法的効力を生じた裁判所の判決, 決定を自主的に執行しない場合, 被害者は, 民事判決執行機関に対し, 民事判決執行に関する法令の規定に従って施行を組織するよう申立書を提出する権利を有する。

第 20 条 賠償金の支払

賠償責任機関の効力を生じた賠償解決決定又は裁判所の法的効力を生じた判決, 決定に基づき, 賠償責任機関は, 法第 VI 章及び国家賠償責任の履行経費の予算, 管理, 使用及び決算を規定する 2012 年 5 月 9 日付け合同通達 71/2012/TTLT-BTC-BTP の規定に従い, 被害者に対する賠償金の支払を実施する。

第 20a 条 報告責任

賠償金支払手続の実施を終えた日から 5 営業日以内に, 賠償責任機関は賠償解決の結果について各直接上級国家機関に報告し, 同時に賠償業務に関する国家管理機関に送付しなければならない。具体的には次のとおりである。

1. 各省庁, 省庁同格機関, 政府所属機関は司法省に送付する。
2. 省級人民委員会, 省級人民委員会に属する専門機関は司法局に送付する。
3. 県級人民委員会, 社級人民委員会は司法室に送付する。

報告書には, 賠償解決に関連する各資料の謄本を添付しなければならない。報告書は, 本合同通達に添付して発行される様式 04 に従う。

第 IV 章 施行条項

第 21 条 施行効力

1. 本通達は, 署名の日から 45 日後に施行効力を生ずる。
2. 税務署の幹部, 公務員, 税関の職員, 公務員が公務執行に際して行った法令違反行為による損害の納税者, 通関者に対する賠償を案内する 2008 年 6 月 12 日付け財務省通達 49/2008/TT-BTC を廃止する。

第 22 条 実施の組織

実施の過程で困難, 不明点があれば, 財務省, 政府監査院と協調して研究, 解決することができるように, 司法省に対し連絡することを個人, 組織に要請する。

以上